

「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」の新旧対照表

改訂の目的：平成24年度の試行を実施するに当たり、下記の改正及び修正を行う。

(新)		(旧)	
第1条 趣旨	第13条 技術提案の改善	第1条 趣旨	第12条 技術提案の改善
第2条 定義	第14条 高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額	第2条 定義	第13条 高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額
第3条 工事の選定	第15条 総合評価の方法及び落札候補者の決定	第3条 工事の選定	第14条 総合評価の方法及び落札候補者の決定
第4条 技術評価委員会の設置	第16条 落札候補者の公開と疑義照会	第4条 技術評価委員会の設置	第15条 落札候補者の公開と疑義照会
第5条 入札参加資格	第17条 入札参加資格審査書類の提出	第5条 入札参加資格	第16条 入札参加資格審査書類の提出
第6条 入札公告	第18条 入札参加者の審査及び落札者の決定	第6条 施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価	第17条 入札参加者の審査及び落札者の決定
第7条 技術資料等	第19条 技術資料の担保	第7条 入札公告	第18条 技術資料の担保
第8条 技術評価点自己評価表の作成と提出	第20条 技術資料の秘密の保持	第8条 入札参加申請及び書類の準備・提出	第19条 技術資料の秘密の保持
第9条 入札参加申請及び書類の準備・提出	第21条 技術提案内容の使用	第9条 入札及び開札	第20条 技術提案内容の使用
第10条 入札及び開札	第22条 書類等の作成費用	第10条 技術資料の_____評価	第21条 書類等の作成費用
第11条 技術資料等の審査および評価	第23条 その他	第11条 学識経験者への意見聴取	第22条 その他
第12条 学識経験者への意見聴取			

新規条項

(新)	(旧)
新潟市建設工事総合評価方式試行要領	新潟市建設工事総合評価方式試行要領
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱（以下「入札実施要綱」という。）第1条に規定する制限付き一般競争入札において、工事の品質確保を目的として価格及び価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 この要領によるもののほかは、_____入札実施要綱_____によるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市が発注する建設工事_____において、工事の品質確保を目的として価格及び価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関し、<u>_____</u>必要な事項を定める。</p> <p>2 この要領によるもののほかは、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）による_____。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 総合評価方式とは、価格及び_____ 価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。</p> <p>2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の5つの方式に区分する。</p> <p>(1) 特別簡易型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績又は施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等の技術力と価格とを総合的に評価するものとし、次に掲げるものとする。</p> <p style="text-align: center;">区 発注工事に係るもの：2形式</p> <p>① 特別簡易型 企業育成型</p> <p style="text-align: center;">比較的小額な工事において、必要とする技術力を保持している企業を評価するもの</p> <p>② 特別簡易型 通常型</p> <p style="text-align: center;">本庁発注工事に係るもの：3形式</p> <p style="text-align: center;">比較的小額な工事以外の工事において、必要とする技術力の保持に加えて地域や社会への貢献を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 総合評価方式とは、<u>価格のほかに</u>価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。</p> <p>2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の5つの方式に区分する。</p> <p>(1) 特別簡易型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、<u>同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき_____</u>技術力と価格とを総合的に評価するもの</p> <p>① 特別簡易型 施工実績評価型</p> <p style="text-align: center;">技術力評価の内、工事实績を重視して評価するもの</p> <p>② 特別簡易型 地域貢献度評価型</p> <p style="text-align: center;">技術力評価の内、地域貢献度を重視して評価するもの</p>

【新】

【旧】

(技術評価委員会の設置)

第4条 総合評価方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、技術評価委員会を設ける。ただし、第2条第2項第1号に規定する特別簡易型を適用する場合は、技術評価委員会の議によらず、当該工事の担当課長又は担当次長若しくは総合評価方式に係る事務を所掌する課長（以下「担当課長等」という。）が審査及び評価を行うことができる。

2 技術評価委員会及び担当課長等は、評価を行うための事務の一部を別に定める委託実施要領により外部に委託することができる。

(入札参加資格)

第5条 総合評価方式による入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、入札実施要綱第3条の規定によるものとする。

(技術評価委員会の設置)

第4条 総合評価方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、技術評価委員会を設ける。ただし、第2条第2項第1号に規定する特別簡易型を適用する場合は、技術評価委員会____によらず、当該工事の担当課長又は担当次長_____（以下「担当課長等」という。）が審査及び評価を行うことができる。

2 技術評価委員会及び担当課長等は、評価を行うための事務の一部を別に定める委託実施要領により外部に委託することができる。

(入札参加資格)

第5条 総合評価方式による入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、_____要綱第3条の規定を適用する。

(施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価)

第6条 施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価_____については、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型についてそれぞれ各号に掲げる技術資料により行う。

(1) 特別簡易型

- ① 地域貢献度等・企業の技術力確認資料（様式第1号）
- ② 配置予定技術者の能力確認資料（様式第2号）
- ③ 雇用状況報告書（様式第6号）
- ④ ボランティア活動（様式第7号）
- ⑤ 工事成績

(2) 簡易型

- ① 地域貢献度等・企業の技術力確認資料
- ② 配置予定技術者の能力確認資料
- ③ 施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書（様式第3号）
- ④ 雇用状況報告書
- ⑤ ボランティア活動
- ⑥ 工事成績

(3) 標準型

- ① 地域貢献度等・企業の技術力確認資料
- ② 配置予定技術者の能力確認資料
- ③ 発注者が標準として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画（以下「技術提案」という。）を記した技術提案書（様式第4号）
- ④ 雇用状況報告書
- ⑤ ボランティア活動
- ⑥ 工事成績

(入札公告)

第6条 総合評価方式を行おうとする場合は、**入札実施要綱**第4条に規定する入札公告(以下「公告」という。)に次の各号に掲げる事項を明示して公告するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (3) 技術資料等の提出方法及び期間
- (4) 受注者の責により、技術資料の内容が満足できない場合の措置
- (5) その他総合評価方式を行う上で必要な事項

(技術資料等)

第7条 前条第3号の技術資料等は、次の各項に定めるものとする。

2 第2条第2項第1号に掲げる特別簡易型の場合においては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第3号)
- (2) 地域貢献度等確認資料(別記様式第4号)
- (3) ボランティア活動による地域貢献の実績(別記様式第5号)
- (4) 雇用状況報告書(別記様式第6号)
- (5) 工事成績、施工実績を証明する資料
- (6) 第1号から第4号の書面に記載した内容を証明する資料

3 第2条第2項第2号に掲げる簡易型の場合においては、前項に掲げる技術資料等に「施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書(別記様式第7号)」を加えるものとする。

4 第2条第2項第3号に掲げる標準型の場合においては、第2項に掲げる技術資料等に発注者が標準として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容に対しての「標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画(以下「技術提案」という。)を記した技術提案書(別記様式第8号)」を加えるものとする。

5 第2条第2項第4号に掲げる高度技術提案型の場合においては、前項に掲げる標準型を応用することとし、その都度個別に定める。

(技術評価点自己評価表の提出と審査)

第8条 入札参加者は、前条第2項第1号から第4号まで、並びに第5号のうち工事成績及び施工実績に関する事項を技術評価点自己評価表(別記様式第1号)に取りまとめ作成し、公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。

- 2 担当課長等は、入札参加者が提出した前項に規定する技術評価点自己評価表を審査するものとする。
- 3 第1項で定める技術評価点自己評価表を公告で定める期間に提出しない場合は、その入札は失格とする。

(入札参加申請及び書類の準備・提出)

【新】

(4) 高度技術提案型

標準型を応用する等、その都度個別に定める資料

(入札公告)

第7条 総合評価方式を行おうとする場合は、 要綱第4条に規定する入札公告(以下「公告」という。)において、入札参加希望者に技術資料の提出を求める。

2 前項の場合においては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (3) 技術資料 の提出方法
- (4) 受注者の責により、技術資料の内容が満足できない場合の措置
- (5) その他総合評価方式を行う上で必要な事項

(入札参加申請及び書類の準備・提出)

【旧】

第9条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、公告に定める**期限**及び方法により一般競争入札参加申請（**入札実施要綱別記様式2号**）を市長に対して行わなければならない。

2 前項の**行為を行なった者は**、公告に定める資料を公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。

3 第1項の入札参加申請を行ったものは、入札日の前日までに**入札実施要綱第5条第2項に掲げる入札参加資格審査書類**、第7条に規定する**技術資料等** _____ 及び**技術資料等**を証明する書類を用意しておかなければならない。

4 入札参加申請をした者が特定共同企業体である場合は、前項の規定に加えて**入札実施要綱第5条第3項**に掲げる入札参加資格審査書類を用意しておかなければならない。

第8条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、公告に定める**期間**及び方法により一般競争入札参加申請（_____要綱別記様式2号）を市長に対して行わなければならない。

2 前項の場合、公告に定める資料を公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。

3 第1項の入札参加申請を行ったものは、入札日の前日までに_____要綱第5条第2項に掲げる入札参加資格審査書類、第6条に規定する_____資料（以下「**技術資料**」という。）、**「技術資料等の提出について（様式第5号）」**及び**技術資料**を証明する書類を用意しておかなければならない。

4 入札参加申請をした者が特定共同企業体である場合は、前項の規定に加えて**入札日までに要綱第5条第3項**に掲げる入札参加資格審査書類を用意しておかなければならない。

（入札参加申請及び入札参加資格審査書類の準備）
 第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める期限までに、電子入札システムにより一般競争入札参加申請を市長に対して行わなければならない。
 2～3 （省略）
 4 入札参加申請者は、第6条第2項に規定する開札結果の公表までは、非公開とする。

（削除）

（入札及び開札）

第10条 入札参加者は、公告に定める期間及び方法により入札しなければならない。開札は、公告に示す日時及び場所で行う。

（技術資料等の審査及び評価）

第11条 **第4条に規定する技術評価委員会若しくは担当課長等は、第7条に規定する技術資料等の審査及び評価を行う。**

2 技術資料等の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。

3 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型、標準型、高度技術提案型を適用する場合において、前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

4 第7条第3項 _____で規定する簡易な施工計画書及び同条第4項 _____で規定する技術提案書の内容が白紙の場合並びに第9条第2項に規定する公告で定める期間に公告で定める資料を提出しない場合は、その入札は失格とする。

（学識経験者への意見聴取）

第12条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）、同法施行規則第12条の4の規定に基づき、総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 第15条に規定する落札候補者の公開までは、入札参加申請者を非公開とする。

（入札及び開札）

第9条 入札参加者は、公告に定める期間及び方法により入札しなければならない。開札は、公告に示す日時及び場所で行う。

（技術資料_の_____評価）

第10条 **第8条第2項の規定により提出された技術資料は、第4条に規定する技術評価委員会により評価を行う。**

2 技術資料_の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。

3 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型、標準型、高度技術提案型を適用する場合において、前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に**設置基準**を定める。

4 第6条第1項第2号で規定する簡易な施工計画書及び同条同_項第3号で規定する技術提案書の内容が白紙のとき及び_第8条第2項に定める資料を公告で定める期間に提出しないときは、その入札は失格とする。

（学識経験者への意見聴取）

第11条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）、同法施行規則第12条の4の規定に基づき、総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 前2項において意見を聴取する学識経験者を，新潟市建設工事総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）と称し，その意見聴取等に関し必要な事項は，別に定める。

（技術提案の改善）

第13条 技術評価委員会は，技術提案において，内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は，提案者に対し，当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができる。

この場合，技術評価委員会は，透明性，公正性の確保のため，技術提案の改善に係る過程について，その概要を速やかに公表しなければならない。

（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）

第14条 当該工事の担当課長等は，新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には，経済性に配慮しつつ，各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し，最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。

2 前項の場合において，当該技術提案の審査に当たり，アドバイザーの意見を聴くものとする。

（総合評価の方法及び落札候補者の決定）

第15条 総合評価の方法は，以下に示した方法により，予定価格の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に，入札参加者から提出された技術資料等について，各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点（以下「評価点」という。）とする，~~➡~~加算方式によるものとする。

なお，価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については，別に定める。

評価点＝価格評価点＋技術評価点

2 入札参加者より提出された第7条に規定する技術提案等の内容が，現場条件等により確実に実施することができない場合は，当該技術提案等の一部を採用せず評価の対象外とすることができる。

3 第1項及び前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは，くじ引きにより落札候補者を決定する。

（落札候補者の公開と疑義照会）

第16条 第11条第1項の規定により技術資料等の評価を行った者は，前条に規定する落札候補者の決定に関し，評価の経過等を明らかにした評価調書を整備しなければならない。

2 総合評価方式により落札候補者を決定したときは，速やかに次の事項を公開しなければならない。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札金額
- (3) 各入札参加者の価格評価点
- (4) 各入札参加者の技術評価点
- (5) 各入札参加者の評価点

3 入札参加者は，前項の規定により公開された評価点等について，疑義の照会をすることができる。

3 前2項において意見を聴取する学識経験者を，新潟市建設工事総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）と称し，その意見聴取等に関し必要な事項は，別に運営要領を定める。

（技術提案の改善）

第12条 技術評価委員会は，技術提案において，内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は，提案者に対し，当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができる。

この場合，技術評価委員会は，透明性，公正性の確保のため，技術提案の改善に係る過程について，その概要を速やかに公表しなければならない。

（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）

第13条 当該工事の担当課長等は，新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には，経済性に配慮しつつ，各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し，最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。

2 前項の場合において，当該技術提案の審査に当たり，アドバイザーの意見を聴くものとする。

（総合評価の方法及び落札候補者の決定）

第14条 総合評価の方法は，以下に示した方法により，予定価格の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に，入札参加者から提出された技術資料~~__~~について，各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点（以下「評価点」という。）とする，~~_~~加算方式によるものとする。

なお，価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については，別に定める。

評価点＝価格評価点＋技術評価点

2 ~~_____~~前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときは，くじ引きにより落札候補者を決定する。

（落札候補者の公開と疑義照会）

第15条 第10条第1項の規定により技術資料~~_~~の評価を行った者は，前条に規定する落札候補者の決定に関し，評価の経過等を明らかにした評価調書を整備しなければならない。

2 総合評価方式により落札候補者を決定したときは，速やかに次の事項を公開しなければならない。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札金額
- (3) 各入札参加者の価格評価点
- (4) 各入札参加者の技術評価点
- (5) 各入札参加者の評価点

3 入札参加者は，前項の規定により公開された評価点等について，疑義の照会をすることができる。



4 前項の規定により照会があった場合は、その結果を当該入札参加者に速やかに回答するとともに、公開するものとする。

(入札参加資格審査書類等の提出)

第17条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(休日を含まない。)までに、**入札実施要綱第7条に規定する入札参加資格審査書類及び入札参加資格審査書類の提出について(別記様式第5号)並びに第7条に規定する技術資料等及び技術資料等の提出について(別記様式第2号)**を持参提出しなければならない。

2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に**前項に規定する書類**を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

4 前項の規定により照会があった場合は、その結果を当該入札参加者に速やかに回答するとともに、公開するものとする。

(入札参加資格審査書類等の提出)

第16条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(休日を含まない。)までに、第8条第3項及び第4項で規定した入札参加資格審査書類、技術資料、技術資料を証明する書類及び要綱第7条に規定する入札参加資格審査書類の提出について(要綱別記様式第5号) _____を持参提出しなければならない。

2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に**入札参加資格審査書類等**を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

(入札参加資格審査書類の提出)

第7条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(休日を含まない。)までに、第5条第2項及び第3項で規定した入札参加資格審査書類及び入札参加資格審査書類の提出について(別記様式第5号)を持参提出しなければならない。

2 落札候補者が、前項の規定による提出期限内に入札参加資格審査書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第18条 **入札実施要綱**第8条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、**同要綱同条第3項中「入札の次順位者」とあるのは「評価点の次順位者」** _____と読み替えるものとする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第17条 _____**要綱**第8条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、第4項中「入札の次順位者」とあるのは「評価点の次順位者」と、第7項中「4日」とあるのは「8日」と読み替えるものとする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第8条 市長は、落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、落札者として決定し、その旨を入札参加資格審査結果通知書(別記様式第6号)により落札者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。

2 前項の審査において、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者を失格とし、入札参加資格審査結果通知書(別記様式第6号)により理由を付して、当該落札候補者に通知するものとする。

3 第2項の場合において、第6条第1項の入札の次順位者を新たな落札候補者として通知し、入札参加資格の審査を行うものとする。この規定は落札候補者が入札参加資格を有していると認められるまで順次行うものとする。

4 ~5 (省略)

6 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査書類が提出された翌日から起算して原則として4日(休日を含まない。)以内に行うものとする。

(技術資料の担保)

第19条 落札者は、契約後、**提出した技術資料等に基づき施工しなければならない。**

2 契約後、落札者の責により、**第17条の規定により提出された技術資料等の内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。ただし、第15条第2項の規定により採用されなかったものを除くものとする。**

(1) 技術資料等の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、市の工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことができる。

(2) 新潟市工事成績評定実施要領に規定する工事成績評定において、**評定点の減点を行う。**

(技術資料の担保)

第18条 落札者**となったものが**、契約後、その者の責により、第7条の規定により提出された技術資料の内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。 _____

(1) 技術資料_の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、市の工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことができる。

(2) 新潟市工事成績評定実施要領に規定する工事成績評定において、マイナス評価とする。

(技術資料の秘密の保持)

第20条 提出された**技術資料等**については、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、新潟市情報公開条例第6条第3号アに該当するため、公開しないものとする。

(技術資料の秘密の保持)

第19条 提出された**技術資料_**については、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、新潟市情報公開条例第6条第3号アに該当するため、公開しないものとする。

(技術提案内容の使用)

第21条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、新潟市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

(書類等の作成費用)

第22条 入札参加申請者が技術資料等の作成に要した一切の費用は、入札参加申請者の負担とする。

(その他)

第23条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(技術提案内容の使用)

第20条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、新潟市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

(書類等の作成費用)

第21条 入札参加申請者が技術資料__の作成に要した一切の費用は、入札参加申請者の負担とする。

(その他)

第22条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。